

平成27年4月1日から

聴覚障害2級の認定には

「他覚的聴覚検査」が必須になります

手帳非所持の場合

- ▶ 聴覚障害の身体障害者手帳をお持ちでない方に対し、2級（両耳全ろう）と診断する場合には、A B Rなどの他覚的聴覚検査、またはそれに相当する検査\*を実施してください。

※「遅延側音検査」「ロンパールテスト」「ステンゲルテスト」など

- ▶ 実施した検査方法と検査所見を診断書・意見書に記載し、記録データのコピーを添付してください。

### 診断書・意見書について

2級と診断する場合、身体障害者手帳（聴覚障害）の所持の有無について記載してください。

1 「聴覚障害」の状態及び所見

(1) ~ (4) (略)

(5) 身体障害者手帳（聴覚障害）の所持状況

有 ・ 無

※手帳所持者の場合は有に○、非所持の場合は無に○

※平成27年3月31日までに作成された診断書・意見書は従来どおりの取り扱いです。ご不明な点、詳細については、指定を受けている自治体の担当窓口にお問い合わせください。

### 【問い合わせ先】

岡山県障害福祉課 福祉推進班

電話 086-226-7362

岡山県身体障害者更生相談所

電話 086-235-4065